

研究と行政の両面から見た残留農薬問題
内閣府食品安全委員会事務局 渡邊 栄喜

【背景】国民の食生活を取り巻く状況の変化、食の安全を脅かす事件の頻発、食の安全に関する国際的動向の変化を背景に、平成15年7月に食品安全基本法が施行された。この施行に伴い、我が国の食品安全行政に「リスク分析」という新しい考え方が導入、その枠組みが構築され、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)から独立したリスク評価機関として内閣府に食品安全委員会が発足した。

【リスク分析と食品安全委員会の任務】食の安全に「絶対」(ゼロリスク)はないと考えること、それが「リスク分析」の基本とされている。「リスク評価」、「リスク管理」及び「リスクコミュニケーション」から成り立つリスク分析は、食の安全について、科学、行政、社会が一体となって考え、国民の健康への悪影響を未然に防ぐために役立つと考えられる。リスク分析で食品安全委員会は、食品を摂取することによりヒトの健康に及ぼす影響についての科学的なリスク評価を担っており、7名の委員、16の専門調査会及び事務局で組織されている。評価対象は化学的有害要因(農薬、添加物等)、生物学的有害要因(プリオン等)、その他(遺伝子組み換え食品等)と多岐に及ぶ。

【農薬のリスク評価】輸入野菜における農薬残留、無登録農薬等の事例を契機に、平成18年5月29日に農薬等のポジティブリスト制度が施行された。厚生労働省は平成18年度から5年間を目途に758物質(うち516農薬)について、リスク評価依頼を実施する予定としており、食品安全委員会では41名の専門調査会委員と演者を含む10名の事務局員を総動員して対応している。

農薬のリスク評価は、動物、植物及び環境中での代謝、分解、残留性を評価するとともに、動物実験による毒性試験で、農薬の毒性の有無や強度を特定する。各毒性試験より得られた無毒性量(NOEL)の最小値を基に、一日許容摂取量(ADI)を求め、これをリスク評価結果として厚生労働省に通知している。現在までに、約90農薬のリスク評価が完了している。

【食品安全行政の一端を担って】我が国での食の安全確保のためのリスク分析はまだ端緒についたばかりだが、リスク分析を円滑に実施するためには科学者(研究者)及び行政担当官と国民とが双方向で意見の交換や情報を共有することが重要である。そのためにも行政は国民に理解し易い説明をするとともに、国民も知ろうとする努力を怠ってはならない。

以上のように演者が食品安全行政の一端を担い始めてから、リスク分析の全体像を感じ取れたことは大きな収穫であると思う。また、研究と行政を経験することにより、多角的な視野を持てるようになったと感じている。

目下、国民一人一人が安全で豊かな食生活を享受できるように、縁の下で奉職する日々が続いている。